

○ 総務省令第百二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十八条の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣 松本 剛明

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(揭示事項) 第二十六条「略」 (公衆の閲覧の方法) 第二十六条の二 法第十八条の規定による公衆の閲覧は、一般信書便事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。		(揭示事項) 第二十六条「同上」 〔新設〕	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。